

<p>一 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）</p> <p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">貸金業法施行令</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「貸金業協会」又は「電磁的方法」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第十項又は第十二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、貸金業協会又は電磁的方法をいう。</p> <p style="text-align: center;">（貸金業の範囲からの除外）</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）</p> <p>イ 公益社団法人及び公益財団法人</p>	<p style="text-align: center;">貸金業の規制等に関する法律施行令</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第一条 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付け（法第二条第一項に規定する貸付けをいう。次号及び第五号において同じ。）を業として行うものを除く。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）</p> <p>イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定によ</p>

ロ (略)

三 (略)

(削る)

四・五 (略)

(手数料)

第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。

2 (略)

3 第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

(保証契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の二 貸金業者は、法第十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該保証人となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該保証人となろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証人となろうとする者に対し、法第十六条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつて

り設立された法人

ロ (略)

三 (略)

四 主として住宅（住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者で金融庁長官の指定するもの

五・六 (略)

(手数料)

第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。

2 (略)

(新設)

(貸金業者との密接な関係)

第三条の二 法第二十四条第四項、第二十四条の二第四項、第二十四条の三第四項及び第三十六条第五号から第七号までに規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

一 貸金業者が個人である場合における当該貸金業者の親族である
関係

二 貸金業者が法人である場合における当該貸金業者の法第四条第一項第二号に規定する役員である関係

三 貸金業者の貸金業に関し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定

してはならない。ただし、当該保証人となろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 3| 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(生命保険契約に係る同意前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第三条の三 貸金業者は、法第十六条の三第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2| 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者に対し、法第十六条の三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 3| 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、

めるものである関係

- 四 貸金業者の経営を支配しているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係

- 五 貸金業者によつてその経営が支配されているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係

- 六 その他貸金業者との関係が前各号に掲げる関係に準ずる関係として内閣府令で定める関係

(債権譲渡等の規制等に関する読替え)

- 第三条の三 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について法第二十四条第二項の規定を準用する場合には、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十七条、第十八条第一項、第二十二條及び前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該債権を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「その相手方」	第二十條中「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」
---	--

第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の三第二項の規定を準用する場合について準用する。

とあるのは「当該譲り受けた債権に係る債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約した貸金業者」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「金額」とあるのは「金額及び譲り受けた債権の額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「保証契約を締結したとき」とあるのは「保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る

契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該譲り受けた債権について保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「第十八条第一項中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、「同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者」と、「同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日」と、「同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「譲り受けた債権の額及び貸付けの金額」と、「第二十条中「貸金業を営む者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」

<p>第二十一条中「貸金業を営む者又は貸金業を営む者の」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る」</p>	<p>第二十一条中「貸金業を営む者又は貸金業を営む者の」とあるのは「貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る」</p>
<p>第二十二条中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」</p>	<p>第二十四条の六において読み替えて準用する前項中「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、「貸付けに係る契約に基づく債権」</p>

2| 法第二十四条の六の規定において保証業者が貸金業を営む者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該

貸金業を営む者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第四項において「保証等に係る求償権等」という。）を取得した場合について法第二十四条の二第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第十七条、第十八条第一項及び第二十二 条中「貸金業者は」とあるのは「保証等 に係る求償権等を取得した保証業者は」 と、第十七条第一項中「貸付けに係る契 約を締結したとき」とあるのは「当該保 証等に係る求償権等を取得したとき」 と、「その契約」とあるのは「当該保証 等に係る求償権等」と、「その相手方」 とあるのは「当該保証等に係る求償権等 に係る貸付けに係る契約の債務者」と、 同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保 証業者及び当該保証等に係る求償権等 に係る貸付けに係る契約を締結した貸 金業者」と、同項第二号中「契約年月日」 とあるのは「保証等に係る求償権等の取 得年月日及び当該保証等に係る求償権</p>	<p>第二十条中「貸金業 を営む者は」とある のは「保証等に係る 求償権等を取得し た保証業者は」</p>
--	---

<p>等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の二第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに</p>	
--	--

<p>に保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権」と、「当該保証等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者は」</p>	<p>「当該保証業者の商号」と、第二十二條</p>
	<p>「当該保証業者の</p>

<p>中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を取付した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」</p>	<p>商号</p>
---	-----------

3 | 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権（第五項において「受託弁済に係る求償権等」という。）を取付した場合（保証業者が当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取付した場合を除く。）について法第二十四条の三第二項の規定を準用する場合には、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第十七条、第十八条第一項及び第二十二 条中「貸金業者は」とあるのは「受託弁</p>	<p>第二十条中「貸金業 を営む者は」とある</p>
--	--------------------------------

<p> 「受託弁済に係る求償権等」を 取得したとき」と、「その契約」とあるのは「当 該受託弁済に係る求償権等」と、「その 相手方」とあるのは「当該受託弁済に係 る求償権等に係る貸付けに係る契約の 債務者」と、同項第一号中「貸金業者」 とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁 済者に弁済を委託した貸金業者」と、同 項第二号中「契約年月日」とあるのは「受 託弁済に係る求償権等の取得年月日及 び当該受託弁済に係る求償権等に係る 貸付けに係る契約の契約年月日」と、同 項第三号中「貸付けの金額」とあるのは 「受託弁済に係る求償権等の額及び当 該受託弁済に係る求償権等に係る貸付 けに係る契約の貸付けの金額」と、同条 第二項中「貸付けに係る契約について」 とあるのは「受託弁済に係る求償権等 に係る」と、同項第一号中「貸金業者」と あるのは「受託弁済者及び当該受託弁済 </p>	<p> のは「受託弁済者 は」 </p>
---	---------------------------

者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業

<p>者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者は」</p>	<p>「当該受託弁済者の商号」</p>
<p>「当該受託弁済者の商号」と、第二十二條中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二條第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」</p>	<p>「当該受託弁済者の商号」</p>

4 | 法第二十四条の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡が

あつた場合について法第二十四条の四第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第十七条、第十八条第一項及び第二十二 条中「貸金業者は」とあるのは「保証等 に係る求償権等を譲り受けた者は」と、 第十七条第一項中「貸付けに係る契約を 締結したとき」とあるのは「当該保証等 に係る求償権等を譲り受けたとき」と、 「その契約」とあるのは「当該保証等に 係る求償権等」と、「その相手方」とあ るのは「当該保証等に係る求償権等に係 る貸付けに係る契約の債務者」と、同項 第一号中「貸金業者」とあるのは「保証 等に係る求償権等を譲り受けた者、当該 保証等に係る求償権等を取得した保証 業者及び当該保証等に係る求償権等に 係る貸付けに係る契約を締結した貸金 業者」と、同項第二号中「契約年月日」 とあるのは「保証等に係る求償権等の譲 受年月日、当該保証等に係る求償権等の 取得年月日及び当該保証等に係る求償	第二十條中「貸金業 を営む者は」とある のは「保証等に係る 求償権等を譲り受 けた者は」
--	--

権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「当該保証契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸

付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあ

<p>るのは「当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けたる者は」</p>	<p>第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「保証業者」</p>	<p>第二十四条の六において読み替えて準用する前項中「保証業者」</p>
<p>5 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について法第二十四条の五第二項の規定を準用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>		
<p>第十七条、第十八条第一項及び第二十二</p>	<p>第二十条中「貸金業</p>	

<p>条中「貸金業者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条</p>	<p>を営む者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」</p>
---	---

<p>第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に</p>	
---	--

<p>係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」</p>	<p>第二十二条中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、</p>
	<p>次条において読み替えて準用する前項中「受託弁済者」</p>

(契約締結時の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の四 貸金業者は、法第十七条第七項の規定により同条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方に対し、法第十七条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付け

第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済に係る求償権等を取得した者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「受託弁済者」

(新設)

に係る契約又は保証契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 3| 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十七条第七項の規定を準用する場合について準用する。

(受取証書に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第三条の五 貸金業者は、法第十八条第四項の規定により同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該弁済をした者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2| 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該弁済をした者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該弁済をした者に対し、法第十八条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該弁済をした者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 3| 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五

(新設)

第二項において法第十八条第四項の規定を準用する場合について準用する。

(債権を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の六 法第二十四条第二項の規定において貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の七	貸金業者は、	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る
第十六条の二 第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権
第十六条の二 第一項第一号	貸金業者	債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者

(新設)

第十七条第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本	貸金業者の貸付けに係る契約（極度方式基本		貸金業者	当該債権を譲り受けた者	第二項	貸付けの契約	当該債権に係る貸付けの契約	第十六条の三	貸金業者は、前項	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、前項	第一項第一号	貸金業者	債権を譲り受けた者	第十六条の三	貸金業者が、	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が、当該債権に係る	第一項	貸金業者	当該債権を譲り受けた者	第二項	貸金業者は、当該保証契約	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権についての保証契約	第十六条の二	貸金業者は、当該保証契約	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権についての保証契約
---------	-----------------------	----------------------	--	------	-------------	-----	--------	---------------	--------	----------	--------------------------------	--------	------	-----------	--------	--------	-------------------------------------	-----	------	-------------	-----	--------------	---	--------	--------------	---

<p>第十七条第一 項第二号</p>	<p>第十七条第一 項第一号</p>					
<p>契約年月日</p>	<p>貸金業者</p>	<p>その相手方</p>	<p>その契約</p>		<p>事項に</p>	<p>本契約を除く。第四項 において同じ。)を締結 した</p>
<p>日 に 係 る 契 約 の 契 約 年 月 日</p>	<p>債権の譲受年月日及び 当該債権に係る貸付け に係る契約を締結し た貸金業者</p>	<p>債権を譲り受けた者及 び当該債権に係る貸付 けに係る契約を締結し た貸金業者</p>	<p>当該債権の債務者</p>	<p>当該債権</p>	<p>事項(極度方式貸付け に係る契約に基づく債 権にあつては、次項の 規定により交付する書 面に記載された事項と 同一の内容のものを除 く。)に</p>	<p>契約を除く。以下この 項及び第四項において 同じ。)に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権を譲り受けた</p>

第十七条第一 項第三号	金額	金額及び譲り受けた債 権の額
第十七条第二 項	貸金業者は、極度方式 基本契約を締結した	貸金業者の極度方式貸 付けに係る契約に基づ く債権を譲り受けた者 は、当該債権を譲り受 けた
第十七条第二 項	事項に	事項（第二号及び第三 号に掲げるものを除く ）に
第十七条第二 項第一号	その極度方式基本契約 その相手方 貸金業者	当該債権に係る極度方 式基本契約 当該債権の債務者 譲り受けた債権に係る 極度方式基本契約を締 結した貸金業者
第十七条第三 項	貸金業者は、貸付けに 係る契約について	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権について保証契約 が締結されているとき 又は新たに

<p>第十七条第五 項</p>	<p>第十七条第四 項</p>
<p>貸金業者は、極度方式保証契約を締結した</p>	<p>貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの</p>
<p>貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権については、当該極度方式保証契約が締結されている</p>	<p>貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約</p>
<p>事項（同項第二号及び</p>	<p>事項（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に</p>
<p>事項に</p>	<p>事項に</p>
<p>当該債権</p>	<p>これらの貸付けに係る契約</p>

項 第十八条第一		項 第十七条第七
貸金業者は、	貸金業者は、貸付け 書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付 当該 前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき	貸金業者は、貸付け
貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を	当該債権に係る 第一項から第五項までに規定する	第三号に掲げるものを除く。）に 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付け書面の交付
	当該債権を譲り受けた者	

	第十八条第一項第一号	貸金業者 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者の債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日		第十八条第一項第二号	譲り受けた者は、当該債権に係る		第十八条第一項第三号	貸金業者は、極度方式貸付けの金額（ 譲り受けた債権の額及び貸付けの金額）		第十八条第三項	貸金業者の極度方式貸付け に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権又は当該債権は当該債権		第十八条第三項	貸金業者は、極度方式貸付け 又は当該契約の基本となる極度方式基本契約 承諾を得て		承諾を得て（当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を
--	------------	--	--	------------	-----------------	--	------------	---	--	---------	--	--	---------	--	--	--

第十九条			第十八条第四項
貸金業者	貸金業者	得て	貸金業者は、貸付けの契約のうち、 その者に 貸金業者
貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者	得て（当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て） 、当該債権を譲り受けた者	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約のうち、当該債権に係る 当該弁済をした者に 、当該債権を譲り受けた者

<p>第二十条第一項</p>	<p>第十九条の二</p>					
<p>貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p>	<p>貸金業者</p>	<p>債務者等又は</p>	<p>貸付けの金額</p>	<p>契約年月日</p>	<p>債務者ごとに</p>	<p>事務所ごと</p>
<p>貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約が次の各号のいずれ</p>	<p>者 当該債権を譲り受けた</p>	<p>貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者の当該債権の債務者等又は</p>	<p>当該債権の額及び貸付けの金額</p>	<p>当該債権の譲受年月日及び当該貸付けの契約の契約年月日</p>	<p>当該債権の債務者ごとに当該債権に係る</p>	<p>事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地）</p>

第二十条の二 項第一号	第二十条第四 項第一号		第二十条第四 項	第二十条第二 項及び第三項	
貸金業を営む者は、貸 付けの契約	当該貸付けの契約	(当該貸付けの契約	貸金業者は、貸付けの 契約	貸金業を営む者は、貸 付けの契約	貸付けの契約又は 貸付けに係る契約又は
貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該	譲り受けた債権に係る 貸付けの契約	(当該債権に係る貸付 けの契約	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る貸付けの契 約に基づく債権	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る貸付けの契 約に基づく債権	当該債権に係る貸付け に係る契約又は かに該当する場合には 当該債権に係る貸付け の契約

	債権に係る貸付けの契約に基づく債権	
第二十条の二 第二号	債権	貸付けの契約に基づく債権
第二十一条第一項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の者	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る
第二十一条第一項第六号及び第九号	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の者	当該債権を譲り受けた者その他の者
第二十一条第二項	貸金業を営む者その他の者	は、当該債権に係る貸付けの契約
	貸金業を営む者その他の者	譲り受けた債権に係る貸付けの契約
第二十一条第一項	貸金業を営む者	債権を譲り受けた者

二項第一号	契約年月日	債権の譲受年月日及び 当該債権に係る貸付け に係る契約の契約年月 日
第二十一条第 二項第三号	金額	金額及び譲り受けた債 権の額
第二十一条第 三項	貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の 者	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者又は当該 債権に係る
第二十一条第 三項	貸金業を営む者その他 の者	当該債権を譲り受けた 者その他の者
第二十一条第 三項	貸付けの契約	当該債権に係る貸付 けの契約
第二十一条第 三項	貸金業を営む者の商号	当該債権を譲り受けた 者の商号
第二十一条第 三項	貸金業者は、 貸金業者は、	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る
第二十四条第 三項	貸金業者は、貸付けに	貸金業者の貸付けに係

一 項	係る契約に基づく 第十二条の七	る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 次項において読み替え て準用する第十二条の 七	第二十四条の 六の十第二項	当該貸金業者から貸金 業者の 当該貸金業者の貸金業 者の の	当該債権を譲り受けた 者から当該債権に係る
			第二十四条の 六の十第四項	業の 当該貸金業者に対する	当該債権を譲り受けた 者から当該債権に係る 者から当該債権を譲り受けた 者に対する

(貸金業者との密接な関係)

- 第三条の七 法第二十四条第四項、第二十四条の二第四項、第二十四条の三第四項及び第二十四条の六の四第一項第九号から第十一号までに規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。
- 一 貸金業者が個人である場合における当該貸金業者の親族である関係
 - 二 貸金業者が法人である場合における当該貸金業者の法第四条第一項第二号に規定する役員である関係

(新設)

- 三 貸金業者の貸金業に関し法第四条第一項に規定する営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものである関係
- 四 貸金業者の経営を支配しているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係
- 五 貸金業者によつてその経営が支配されているものとして内閣府令で定める要件に該当する者である関係
- 六 その他貸金業者との関係が前各号に掲げる関係に準ずる関係として内閣府令で定める関係

(保証等に係る求償権等を取得した保証業者について準用する法の規定の読替え)

第三条の八 法第二十四条の二第二項の規定において保証業者(同条第一項に規定する保証業者をいう。以下同じ。)が保証等に係る求償権等(同条第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。第三条の十において同じ。)を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の七	貸金業者は、	保証等に係る求償権等 (第二十四条の二第二

(新設)

<p>第二項 第十六条の二</p>	<p>第十六条の二 第一項第一号</p>	<p>第十六条の二 第一項</p>	
<p>契約 貸金業者は、当該保証</p>	<p>貸金業者</p>	<p>貸金業者は、貸付けに係る契約</p>	
<p>保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は</p>	<p>保証等に係る求償権等 に係る契約を締結 した貸金業者</p>	<p>保証業者及び保証等 に係る求償権等に係る貸 付けに係る契約を締結 した貸金業者</p>	<p>項に規定する保証等 に係る求償権等をいう。 以下この条から第二十 二条までにおいて同じ 。を取得した保証業者 (第二十四条の二第一 項に規定する保証業者 をいう。以下この条か ら第二十二条までにお いて同じ。)は、当該保 証等に係る求償権等に 係る</p>

<p>第十七条第一項</p>		<p>第十六条の三第二項</p>	<p>第十六条の三第一項第一号</p>	<p>第十六条の三第一項</p>	
<p>貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結した</p>	<p>貸金業者</p>	<p>貸金業者は、前項貸付けの契約</p>	<p>貸金業者</p>	<p>貸金業者が、貸金業者</p>	
<p>当該保証等に係る求償権等 を 取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 取得した</p>	<p>当該保証業者</p>	<p>当該保証等に係る求償権等 取得した保証業者は、前項</p>	<p>保証等に係る求償権等 取得した保証業者は、前項</p>	<p>保証等に係る求償権等 取得した保証業者が、当該保証等に係る求償権等に係る 保証業者</p>	<p>当該保証等に係る求償権等 についての保証契約</p>

第十七条第一 項第二号	第十七条第一 項第一号	貸金業者	その相手方	その契約	事項に
契約年月日					
に係る貸付けに係る契 保証等に係る求償権等 の取得年月日及び当該 保証等に係る求償権等 に係る貸付けに係る契	保証等に係る求償権等 に係る貸付けに係る契 保証等に係る求償権等 に係る貸付けに係る契 した貸金業者	保証業者及び保証等に 係る求償権等に係る貸 付けに係る契約を締結 した貸金業者	当該保証等に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約の債務者	当該保証等に係る求償 権等	事項（当該保証等に係 る求償権等に係る貸付 けに係る契約が極度方 式貸付けに係るもので ある場合にあつては、 次項の規定により交付 する書面に記載された 事項と同一の内容のも のを除く。）に

	第十七条第一 項第三号	貸付けの金額	約の契約年月日 保証等に係る求償権等 の額及び当該保証等に 係る求償権等に係る貸 付けに係る契約の貸付 けの金額
第十七条第二 項	貸金業者は、極度方式 基本契約を締結した	保証等に係る求償権等 (当該保証等に係る求 償権等に係る貸付けに 係る契約が極度方式貸 付けに係るものに限る 。以下この項及び第五 項において同じ。)を取 得した保証業者は、当 該保証等に係る求償権 等を取得した	約の契約年月日 保証等に係る求償権等 の額及び当該保証等に 係る求償権等に係る貸 付けに係る契約の貸付 けの金額
その極度方式基本契約	事項に	事項(第二号及び第三 号に掲げるものを除く 。)に 当該保証等に係る求償 権等に係る極度方式基 本契約	

	第十七条第二 項第一号	第十七条第三 項	第十七条第四 項
その相手方	貸金業者	貸金業者は、貸付けに 係る契約について	貸金業者は、貸付けに 係る契約について保証 契約を締結したとき、 又は貸付けに係る契約 で保証契約に係るもの 事項に
当該保証等に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約の債務者	保証等に係る求償権等 に係る極度方式基本契 約を締結した貸金業者	取得した保証業者は 、当該保証等に係る求 償権等に係る保証契約 が締結されているとき 、又は新たに	保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は 、当該保証等に係る求 償権等に係る保証契約 が締結されているとき 、又は新たに保証契約 事項（当該保証等に係 る求償権等に係る貸付 けに係る契約が極度方 式貸付けに係るもので

第十七条第七項		
内閣府令で定める書面 書面の交付又は前項の	貸金業者は、貸付け	事項に
書面の交付	保証等に係る求償権等 取得した保証業者は 当該保証等に係る求 償権等に係る貸付け	事項（同項第二号及び 第三号に掲げるものを 除く。）に
契約	保証等に係る求償権等	これらの貸付けに係る
保証等に係る求償権等 取得した保証業者は 当該保証等に係る求 償権等に係る極度方式 保証契約が締結されて いる	当該保証等に係る求償 権等	ある場合にあつては、 次項の規定により交付 する書面に記載された 事項と同一の内容のも のを除く。）に
保証等に係る求償権等 取得した保証業者は 当該保証等に係る求 償権等に係る極度方式 保証契約を締結した		

<p>第十八条第一 項第二号</p>	<p>第十八条第一 項第一号</p>	<p>第十八条第一 項</p>	
<p>契約年月日</p>	<p>貸金業者</p>	<p>貸金業者は、貸付けの 契約に基づく債権</p>	<p>の交付若しくは同項の 規定により第一項若し くは第四項の規定によ る書面の交付に代えて 交付する書面の交付 当該 前各項に規定する事項 又は前項の内閣府令で 定める書面に記載すべ き 貸金業者 、当該保証業者</p>
<p>保証等に係る求償権等 の取得年月日及び当該</p>	<p>保証業者及び保証等に 係る求償権等に係る貸 付けの契約を締結した 貸金業者</p>	<p>保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は 、当該保証等に係る求 償権等</p>	<p>当該保証等に係る求償 権等に係る 第一項から第五項まで に規定する</p>

	第十八条第一項第三号	保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日
	貸付けの金額	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第十八条第三項	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて、
	又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に係る求償権等に
	承諾を得て	承諾を得て（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既

<p>第十八条第四項</p>	
<p>得て</p>	<p>貸金業者は、貸付けの契約のうち、</p>
<p>償権</p>	<p>その者に 貸金業者</p>
<p>得て</p>	<p>に当該弁済をした者の承諾を得ている場合に あつては、内閣府令で 定める手続を経、又は 当該弁済をした者の承諾を得て）</p>
<p>得て（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を</p>	<p>当該保証等に係る求償権等 に当該保証等に係る求償権等 に係る貸付けの償権等に係る貸付けの契約のうち、当該保証等に係る求償権等に係る）</p>
<p>得て（当該保証等に係る求償権等</p>	<p>当該保証等に係る求償権等</p>

		第十九条			
貸付けの金額	契約年月日	債務者ごとに貸付けの契約	事務所ごと	貸金業者	貸金業者
当該保証等に係る求償	当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日	当該保証等に係る求償権等に当該保証等に係る求償権等	事務所ごと(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)	当該保証業者 保証等に係る求償権等 を取得した保証業者	得ている場合にあつては、内閣府令で定める 手続を経、又は当該弁 済をした者の承諾を得 て)

	第十九条の二	債務者等又は 貸付に係る契約の 貸付けの金額 保証等に係る求償権等 に係る債務者等又は 当該保証等に係る求償 権等を取得した保証業 者に
	貸金業者に 貸金業者は	当該保証業者は 保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は 、当該保証等に係る求 償権等に係る貸付けの 契約が次の各号のい れかに該当する場合に は
第二十條第一 項	貸金業を営む者は、次 の各号のいずれかに該 当する契約については 貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償 権等に係る 当該保証等に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約又は
	貸付けに係る契約又は	当該保証等に係る求償 権等に係る 当該保証等に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約又は

第二十条第二項及び第三項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等 取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等
第二十条第四項	貸金業者は、貸付けの契約 (当該貸付けの契約	保証等に係る求償権等 取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等 (当該保証等に係る求償権等
第二十条第四項第一号	当該貸付けの契約に基づく 貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等に 係る 保証等に係る求償権等 取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等
第二十条の二	貸付けの契約に基づく 債権	保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等
第二十一条第一項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付け	保証等に係る求償権等 取得した保証業者又

	の契約に基づく債権 貸金業を営む者その他の者 は、貸付けの契約に基づく債権	は当該保証等に係る求償権等 当該保証業者その他の者 は、当該保証等に係る求償権等
第二十一条第一項第六号	貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等に係る
第二十一条第一項第九号	貸付けの契約に基づく債権 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等 を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等
第二十一条第二項	貸金業を営む者その他の者	当該保証業者その他の者 保証業者
第二十一条第二項第一号	貸金業を営む者	保証等に係る求償権等
第二十一条第二項第三号	契約年月日	保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契

第二十四条の		第二十二條			第二十一條第三項	第二十一條第二項第四号
当該貸金業者から貸金	当該債権	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権	貸金業者を営む者の商号	貸金業者を営む者その他の者	貸金業者を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	貸付けの金額
当該保証業者から当該	当該保証等に係る求償権等	当該保証等に係る求償権等 、当該保証等に係る求償権等	当該保証業者の商号	当該保証業者その他の者	当該保証等に係る求償権等 、当該保証等に係る求償権等	約の契約年月日 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額 保証等に係る求償権等 を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等

六の十第二項	業の	保証等に係る求償権等に 係る
第二十四条の六の十第四項	当該貸金業者から貸金業の 業の 当該貸金業者に対する	当該保証業者から当該保証等に係る求償権等に 係る 当該保証業者に対する

(受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者について準用する法の規定の読替え)

第三条の九 法第二十四条の三第二項の規定において受託弁済に係る求償権等(同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第三条の十一において同じ。)を取得した場合における受託弁済者(同項に規定する受託弁済者をいう。)について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の七	貸金業者は、	受託弁済者(第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。)

(新設)

		<p>以下この条から第二十二 条までにおいて同じ 。は、受託弁済に係る 求償権等（同項に規定 する受託弁済に係る求 償権等をいう。以下こ の条から第二十二条ま でにおいて同じ。）に係 る</p>
<p>第十六条の二 第一項</p>	<p>貸金業者は、貸付けに 係る契約</p>	<p>受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等</p>
<p>第十六条の二 第一項第一号</p>	<p>貸金業者</p>	<p>受託弁済者及び当該受 託弁済者に弁済を委託 した貸金業者</p>
<p>第十六条の二 第二項</p>	<p>貸金業者は、当該保証 契約</p>	<p>受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等につ いての保証契約</p>
<p>第十六条の三 第一項</p>	<p>貸金業者が、 貸金業者</p>	<p>当該受託弁済者 受託弁済者が、受託弁 済に係る求償権等に係 る</p>
<p>第十六条の三</p>	<p>貸金業者</p>	<p>受託弁済者</p>

第一項第一号	第十六条の三	第二項	貸金業者は、前項	貸金業者は、前項	貸金業者は、前項	貸金業者は、前項	貸金業者は、前項
貸金業者は、前項							
受託弁済者は、前項							
受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約							
、当該受託弁済者							
貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結した							
事項に							
その相手方							

	第十七条第一 項第一号	第十七条第一 項第二号	第十七条第一 項第三号	第十七条第二 項
	貸金業者	契約年月日	貸付けの金額	貸金業者は、極度方式 基本契約を締結した
償権等に係る貸付けに 係る契約の債務者	受託弁済者及び当該受 託弁済者に弁済を委託 した貸金業者	受託弁済に係る求償権 等の取得年月日及び当 該受託弁済に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約の契約年月日	受託弁済に係る求償権 等の額及び当該受託弁 済に係る求償権等に係 る貸付けに係る契約の 貸付けの金額	受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等（当 該受託弁済に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約が極度方式貸付 けに係るものに限る。 以下この項及び第五項

<p>第十七条第七項</p>		<p>第十七条第五項</p>	
<p>貸金業者は、貸付け</p>	<p>事項に</p>	<p>貸金業者は、極度方式保証契約を締結した</p>	<p>これらの貸付けに係る契約</p>
<p>受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸付け</p>	<p>事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に</p>	<p>受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等</p> <p>事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）に</p>
			<p>に保証契約</p>

第十八条第一項第二号	第十八条第一項第一号	第十八条第一項	
契約年月日	貸金業者	貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権	貸金業者 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権
受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償	受託弁済者及び当該受託した貸金業者	受託弁済者及び当該受託弁済に係る求償権等	当該受託弁済者 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
			書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付 当該 前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき 当該受託弁済に係る求償権等に係る 第一項から第五項までに規定する 書面の交付

	第十八条第一項第三号	<p>権等に係る貸付けの契約の契約年月日</p> <p>受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p>
第十八条第三項	<p>貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約</p>	<p>受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて</p>
<p>契約の基本となる極度方式基本契約</p> <p>承諾を得て</p>	<p>受託弁済に係る求償権等</p> <p>承諾を得て（当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める</p>	

第十九条		第十八条第四 項	貸金業者	、貸金業者	得て	債権	貸金業者は、貸付けの 契約のうち、	貸金業者	その者に		受託弁済者	、当該受託弁済者	得て（当該受託弁済者 に弁済を委託した貸金 業者が既に当該弁済を した者の承諾を得てい る場合にあつては、内 閣府令で定める手続を 経、又は当該弁済をし た者の承諾を得て）	当該受託弁済に係る求 償権等	受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等に係 る貸付けの契約のうち 、当該受託弁済に係る 求償権等に係る	、当該受託弁済者	当該弁済をした者に	手続を経、又は当該弁 済をした者の承諾を得 て）
------	--	-------------	------	-------	----	----	----------------------	------	------	--	-------	----------	---	-------------------	---	----------	-----------	--------------------------------

第十九条の二					
貸金業者は	貸金業者に	債務者等又は	貸付けの金額	契約年月日	事務所ごと
当該受託弁済者は	受託弁済者に	等に係る債務者等又は	当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日	事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地）
					受託弁済に係る求償権等に係る債務者ごとに当該受託弁済に係る求償権等

第二十条第一項	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には
第二十条第二項及び第三項	貸付けに係る契約又は貸付けの契約	当該受託弁済に係る求償権等に係る契約又は
第二十条第四項	貸金業者は、貸付けの契約 (当該貸付けの契約)	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
第二十条第四項第一号	当該貸付けの契約に基づく	受託弁済に係る求償権等に係る
第二十条の二	貸金業を営む者は、貸付けの契約 貸付けの契約に基づく 債権	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等 受託弁済に係る求償権等 受託弁済に係る求償権等

第二十条の二 第二号	債権	受託弁済に係る求償権 等
第二十一条第 一項	貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権 貸金業を営む者その他 の者	受託弁済者又は当該受 託弁済者が取得した受 託弁済に係る求償権等 当該受託弁済者その他 の者
第二十一条第 一項第六号	貸付けの契約に基づく 債権	受託弁済に係る求償権 等に係る
第二十一条第 一項第九号	貸付けの契約に基づく 債権	受託弁済者又は当該受 託弁済者が取得した受 託弁済に係る求償権等
第二十一条第 二項	貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権 貸金業を営む者その他 の者	当該受託弁済者その他 の者
第二十一条第 二項第一号	貸金業を営む者	受託弁済者
第二十一条第 二項第三号	契約年月日	受託弁済に係る求償権 等の取得年月日及び当

	第二十一条第 二項第四号	貸付けの金額 該受託弁済に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約の契約年月日
第二十一条第 三項	貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権 貸金業を営む者その他 の者	受託弁済者又は当該受 託弁済者が取得した受 託弁済に係る求償権等 の者 当該受託弁済者その他 の者
第二十二條	貸金業を営む者の商号 貸金業者は、貸付けの 契約に基づく債権 当該債権	当該受託弁済者の商号 受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等 当該受託弁済に係る求 償権等
第二十四條の 六の十第二項	当該貸金業者から貸金 業の	当該受託弁済者から当 該受託弁済に係る求償

第二十四条の六の十第四項	業の	当該貸金業者から貸金業の	の	当該貸金業者の貸金業	の	権等に係る
						当該受託弁済者の当該受託弁済に係る求償権等に係る
当該貸金業者に対する	当該受託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る	当該受託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る	の	当該受託弁済者の当該受託弁済に係る求償権等に係る	の	権等に係る
						当該受託弁済者に対する

(保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の十 法第二十四条の四第二項の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十二条の七	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	貸金業者は、		保証等に係る求償権等 (第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。

(新設)

	<p>第十六条の二 第一項</p>	<p>第十六条の二 第一項第一号</p>
	<p>貸金業者は、貸付けに係る契約</p>	<p>貸金業者</p>
<p>以下この条から第二十条までにおいて同じ。を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る</p>	<p>保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等</p>	<p>保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者（第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。第十七条第一項第一号及び第十八条第一項第一号において同じ。）及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者</p>

<p>第十六条の二 第二項</p>	<p>貸金業者は、当該保証 契約</p>	<p>保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等についての保証契約</p>
<p>第十六条の三 第一項</p>	<p>貸金業者が、 貸金業者</p>	<p>当該保証等に係る求 償権等を譲り受けた者 保証等に係る求償権等 を譲り受けた者が、当 該保証等に係る求償権 等に係る</p>
<p>第十六条の三 第一項第一号</p>	<p>貸金業者は、前項</p>	<p>保証等に係る求償権等 を譲り受けた者</p>
<p>第二項</p>	<p>貸付けの契約</p>	<p>当該保証等に係る求償 権等に係る貸付けの契 約</p>
<p>第十七条第一 項</p>	<p>貸金業者は、貸付けに 係る契約（極度方式基 貸金業者</p>	<p>当該保証等に係る求 償権等を譲り受けた者 保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当</p>

<p>第十七条第一 項第一号</p>				
<p>貸金業者</p>	<p>その相手方</p>	<p>その契約</p>	<p>事項に</p>	<p>本契約を除く。第四項 において同じ。)を締結 した</p>
<p>保証等に係る求償権等 を譲り受けた者、当該 保証等に係る求償権等 を取得した保証業者及 び当該保証等に係る求</p>	<p>保証等に係る求償権等 に係る貸付けに係 る契約の債務者</p>	<p>当該保証等に係る求償 権等</p>	<p>事項(当該保証等に係 る求償権等に係る貸付 けに係る契約が極度方 式貸付けに係るもので ある場合にあつては、 次項の規定により交付 する書面に記載された 事項と同一の内容のも のを除く。)に</p>	<p>該保証等に係る求償権 等を譲り受けた</p>

	<p>第十七条第一 項第二号</p>	<p>契約年月日</p> <p>償権等に係る貸付けに 係る契約を締結した貸 金業者</p>
	<p>第十七条第一 項第三号</p>	<p>貸付けの金額</p> <p>保証等に係る求償権等 の額及び当該保証等に 係る求償権等に係る貸 付けに係る契約の貸付 けの金額</p>
<p>第十七条第二 項</p>	<p>貸金業者は、極度方式 基本契約を締結した</p>	<p>保証等に係る求償権等 (当該保証等に係る求 償権等に係る貸付けに 係る契約が極度方式貸 付けに係るものに限る 。以下この項及び第五 項において同じ。)を譲</p>

第十七条第四	第十七条第三 項	第十七条第二 項第一号	
貸金業者は、貸付けに	貸金業者は、貸付けに 係る契約について	貸金業者	事項に その極度方式基本契約 その相手方
保証等に係る求償権等	保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等に係る保証契約が締 結されているとき、又 は新たに	保証等に係る求償権等 に係る極度方式基本契 約を締結した貸金業者	り受けた者は、当該保 証等に係る求償権等を 譲り受けた 事項（第二号及び第三 号に掲げるものを除く 。）に 当該保証等に係る求償 権等に係る極度方式基 本契約 当該保証等に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約の債務者

<p>第十七条第五 項</p>	<p>項</p>
<p>事項に</p>	<p>係る契約について保証 契約を締結したとき、 又は貸付けに係る契約 で保証契約に係るもの</p>
<p>事項（同項第二号及び</p>	<p>を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等に係る保証契約が締 結されているとき、又 は新たに保証契約 事項（当該保証等に係 る求償権等に係る貸付 けに係る契約が極度方 式貸付けに係るもので ある場合にあつては、 次項の規定により交付 する書面に記載された 事項と同一の内容のも のを除く。）に 当該保証等に係る求償 権等 保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等に係る極度方式保証 契約が締結されている</p>

第十八条第一		第十七条第七項
貸金業者は、貸付けの	貸金業者	貸金業者は、貸付け 書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付 当該 前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき
保証等に係る求償権等	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者	第三号に掲げるものを除く。 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付け 書面の交付 当該保証等に係る求償権等に係る
	第一項から第五項までに規定する	

項	第十八条第一 項第一号	第十八条第一 項第二号	第十八条第一 項第三号
契約に基づく債権	貸金業者	契約年月日	貸付けの金額（
を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等	保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の締結した貸金業者	保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付

第十八条第三項	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約（	又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	承諾を得て
の金額）	保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて、	を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に係る求償権等	承諾を得て（当該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承

<p>第十八条第四 項</p>	<p>貸金業者は、貸付けの 契約のうち、</p>	<p>貸金業者は、貸付けの 契約のうち、</p>	<p>その者に 貸金業者</p>	<p>当該保証等に係る求 償権等を譲り受けた者</p>	<p>当該保証等に係る求 償権等を譲り受けた者 保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等に係る貸付けの契約 のうち、当該保証等に 係る求償権等に係る 当該保証等に係る求償 権等</p>	<p>得て</p>	<p>債権</p>	<p>得て（当該保証等に係 る求償権等を譲渡した 者又は当該保証等に係 る求償権等に係る貸付 けに係る契約を締結し た貸金業者が既に当該 弁済をした者の承諾を 得ている場合にあつて は、内閣府令で定める 手続を経、又は当該弁</p>	<p>諾を得て）</p>	<p>当該弁済をした者に</p>	<p>当該弁済をした者に</p>
---------------------	------------------------------	------------------------------	----------------------	---------------------------------	--	-----------	-----------	--	--------------	------------------	------------------

		第十九条			
貸付けの金額		契約年月日	債務者ごとに貸付けの契約	事務所ごと	貸金業者
当該保証等に係る求償	当該保証等に係る求償の契約年月日	当該保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日	当該保証等に係る求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権等	事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地）	貸金業者、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者
					譲り受けた者
					済をした者の承諾を得て）

第二十条第二		第十九条の二	
貸金業を営む者は、貸	貸付けに係る契約又は	貸付けの契約に基づく	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については
貸金業を営む者は、貸	貸付けに係る契約又は	貸付けの契約に基づく	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する場合には
保証等に係る求償権等	保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は	当該保証等に係る求償権等に係る	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には
貸金業者は	貸金業者に	債務者等又は	債権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
貸金業者は	貸金業者に	債務者等又は	保証等に係る求償権等に係る債務者等又は
当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に

項及び第三項	付けの契約	を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
第二十条第四項	貸金業者は、貸付けの契約 (当該貸付けの契約	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等 (当該保証等に係る求償権等
第二十条第四項第一号	当該貸付けの契約に基づく 貸金業者を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
第二十条の二第二号	貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等
第二十一条第一項	貸金業者を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権

	貸金業を営む者その他の者	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者
第二十一条第一項第六号	は、貸付けの契約に基づく債権	は、当該保証等に係る求償権等
第二十一条第一項第九号	貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等に係る
第二十一条第二項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等
第二十一条第二項第一号	貸金業を営む者	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者
第二十一条第二項第二号	契約年月日	保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の

第二十一条		第二十一条第 二項第四号	
貸金業者は、貸付けの	貸金業者を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権 の者 貸金業者を営む者その他 の者	貸付けの金額	
保証等に係る求償権等	当該保証等に係る求償 権等を譲り受けた者 の他の者	取得年月日及び当該保 証等に係る求償権等に 係る貸付けに係る契約 の契約年月日	保証等に係る求償権等 の額及び当該保証等に 係る求償権等に係る貸 付けに係る契約の貸付 けの金額
貸金業者は、貸付けの	貸金業者を営む者の商号 貸金業者を営む者 の商号	貸付けの契約に基づ く債権	当該保証等に係る求 償権等
保証等に係る求償権等	当該保証等に係る求 償権等を譲り受けた者の 商号		

	契約に基づく債権	を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
第二十四条の四第一項	当該債権 保証業者は、	当該保証等に係る求償権等 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該
第二十四条の六の十第二項	第十二条の七	次項において読み替えて準用する第十二条の七
第二十四条の六の十第四項	業の 当該貸金業者から貸金業の	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から

	当該貸金業者に対する	償権等に係る
	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に対する	

〔受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え〕

第三条の十一 法第二十四条の五第一項の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十二条の七の規定	貸金業者は、	読み替える法	読み替えられる字句	読み替える字句
				受託弁済に係る求償権等（第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る

（新設）

<p>第十六条の二 第一項</p>	<p>貸金業者は、貸付けに係る契約</p>	<p>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等</p>
<p>第十六条の二 第一項第一号</p>	<p>貸金業者</p>	<p>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者（第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。第十七条及び第十八条において同じ。）及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者</p>
<p>第十六条の二 第二項</p>	<p>貸金業者は、当該保証契約</p>	<p>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等についての保証契約</p>
<p>第十六条の三</p>	<p>貸金業者が、</p>	<p>受託弁済に係る求償権</p>
	<p>貸金業者</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者</p>

第一項		等を譲り受けた者が、当該受託弁済に係る求償権等に係る
第十六条の三 第一項第一号	貸金業者	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者
第十六条の三 第二項	貸金業者は、前項 貸付けの契約	受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項
第十七条第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結した	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた
事項に		事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度

第十七条第一 項第一号	第十七条第一 項第一号			
契約年月日	貸金業者	その相手方	その契約	
<p>受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係</p>	<p>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等</p>	<p>方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のもの（を除く。）に</p>

第十七条第一項第三号	貸付けの金額	<p>受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた</p>
第十七条第二項	<p>貸金業者は、極度方式基本契約を締結した</p> <p>事項に</p>	<p>事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く）に</p> <p>当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約</p>
その極度方式基本契約		

	その相手方	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者
第十七条第二項第一号	貸金業者	受託弁済者に弁済を委託した貸金業者
第十七条第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約について	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに
第十七条第四項	貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るもの	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約
事項に	事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては	

<p>第十七条第七項</p>	<p>第十七条第五項</p>	
<p>書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の</p>	<p>貸金業者は、貸付け</p>	<p>事項に</p>
<p>書面の交付</p>	<p>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付け</p>	<p>事項（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）に</p>
<p>貸金業者は、極度方式保証契約を締結した</p>	<p>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されている</p>	<p>これらの貸付けに係る契約</p>
<p>当該受託弁済に係る求償権等</p>	<p>次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のもの（除く。）に</p>	

<p>第十八条第一項第一号</p>	<p>第十八条第一項</p>				
<p>貸金業者</p>	<p>貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権</p>	<p>貸金業者</p>	<p>前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき</p>	<p>当該</p>	<p>規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付</p>
<p>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者</p>	<p>受託弁済に係る求償権等</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者</p>	<p>第一項から第五項までに規定する</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等に係る</p>	

第十八条第一 項第一号	契約年月日	受託弁済に係る求償権等の讓受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日
第十八条第一 項第三号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第十八条第三 項	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約） 又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであり、 を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等又は当該受託弁済に係る求償権等

<p>第十八条第四 項</p>	
<p>貸金業者は、貸付けの 契約のうち、</p>	<p>承諾を得て</p>
<p>受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者は、 当該受託弁済に係る求 償権等に係る貸付けの 契約のうち、当該受託 弁済に係る求償権等に 係る</p>	<p>承諾を得て（当該受託 弁済に係る求償権等を 譲渡した者又は受託弁 済者に弁済を委託した 貸金業者が既に当該弁 済をした者の承諾を得 ている場合にあつては 内閣府令で定める手 続を経、又は当該弁済 をした者の承諾を得て ）</p> <p>当該弁済をした者に 当該受託弁済に係る 求償権等を譲り受けた 者</p>

第十九条							
債務者(とに貸付けの	事務所(と	貸金業者	貸金業者	貸金業者	得て	債権	
当該受託弁済に係る求	は(居所地)	事務所(と(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	得て(当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経)又は当該弁済をした者の承諾を得て)	当該受託弁済に係る求償権等	

		第十九条の二			
貸金業者は	貸金業者に	債務者等又は	貸付けの金額	契約年月日	契約
当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	に 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	等に係る債務者等又は 当該受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は	当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額	当該受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、 当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び 当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日	償権等に係る債務者」と とに当該受託弁済に係る求償権等

第二十条第一項	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には
第二十条第二項及び第二項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
第二十条第四項	貸金業者は、貸付けの契約	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
(当該貸付けの契約)	(当該受託弁済に係る)	

第二十条第四 項第一号	当該貸付けの契約に基 づく	求償権等 受託弁済に係る求償権 等に係る
第二十条の二	貸金業を営む者は、貸 付けの契約	受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者は、 当該受託弁済に係る求 償権等
第二十条の二 第二号	貸付けの契約に基づく 債権	受託弁済に係る求償権 等
第二十一条第 一項	貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権	受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者又は 当該受託弁済に係る求 償権等
	貸金業を営む者その他 の者	当該受託弁済に係る求 償権等を譲り受けた者 その他の者
第二十一条第 一項第八号	は、貸付けの契約に基 づく債権 貸付けの契約に基づく	は、当該受託弁済に係 る求償権等 受託弁済に係る求償権 等に係る

<p>第二十一条第 一項第九号</p>	<p>貸付けの契約に基づく 債権</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等</p>
<p>第二十一条第 二項</p>	<p>貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者又は 当該受託弁済に係る求 償権等</p>
<p>第二十一条第 二項第一号</p>	<p>貸金業を営む者 の者</p>	<p>当該受託弁済に係る求 償権等を譲り受けた者 その他の者</p>
<p>第二十一条第 二項第二号</p>	<p>契約年月日</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等の譲受年月日、当該 受託弁済に係る求償権 等の取得年月日及び当 該受託弁済に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約の契約年月日</p>
<p>第二十一条第 二項第四号</p>	<p>貸付けの金額</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等の額及び当該受託弁 済に係る求償権等に係 る貸付けに係る契約の</p>

<p>第二十四条の 五第一項</p>	<p>受託弁済者は、</p>	<p>当該債権 受託弁済に係る求償権 等譲り受けた者は、 当該</p>	<p>第二十一条</p>	<p>貸金業者は、貸付けの 契約に基づく債権</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等譲り受けた者は、 当該受託弁済に係る求 償権等</p>	<p>第三項</p>	<p>貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権</p>	<p>貸付けの金額 受託弁済に係る求償権 等譲り受けた者又は 当該受託弁済に係る求 償権等</p>	<p>貸金業を営む者その他 の者</p>	<p>貸付けの契約に基づ く債権</p>	<p>当該受託弁済に係る求 償権等 その他の者</p>	<p>貸金業を営む者の商号</p>	<p>貸付けの契約に基づ く債権</p>	<p>当該受託弁済に係る求 償権等譲り受けた者 の商号</p>
------------------------	----------------	---	--------------	--------------------------------	--	------------	--	---	--------------------------	--------------------------	-------------------------------------	-------------------	--------------------------	---

	第十二条の七	次項において読み替えて準用する第十二条の七
第二十四条の六の十第二項	当該貸金業者から貸金業の の 当該貸金業者の貸金業	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の当該受託弁済に係る求償権等に係る
第二十四条の六の十第四項	当該貸金業者から貸金業の 業の 当該貸金業者に対する	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る 当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対する

（貸金業を営む者が債権を譲渡する場合等について準用する法の規定の読替え）

第二条の十二 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者（貸

（新設）

金業者を除く。以下この条において同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について法第二十四条第一項の規定を准用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第一項	貸金業者は	貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この項において同じ。）は
	貸金業者の 第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（ <u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）</u> 第一条第一項に規定する <u>抵当証券</u> に記載された債権については <u>第十六条の二及び第</u>	貸金業を営む者の 第二十四条の六において読み替えて准用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定）

		<p>2 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>	
		<p>十七条（第八項を除く）の規定を除き</p>	
	<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
	<p>第二十条第一項</p>	<p>貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p>	<p>貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条第一項において同じ。）の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には</p>
貸付けに係る契約又は	貸付けの契約		当該債権に係る貸付けの契約
			当該債権に係る貸付けの契約

第二十条第二項及び第二項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	に係る契約又は
第二十条の二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権
第二十条の二第一号	債権	貸付けの契約に基づく債権
第二十一条第一項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る
は、貸付けの契約の者	貸金業を営む者その他の者	当該債権を譲り受けた者その他の者
第二十一条第一項	貸付けの契約	は、当該債権に係る貸付けの契約を譲り受けた債権に係る

一 項 第 六 号 及 第 九 号	第 二 十 一 条 第 二 項	貸 金 業 を 営 む 者 又 は 貸 金 業 を 営 む 者 の 者	貸 金 業 を 営 む 者 又 は 貸 金 業 を 営 む 者 の 者	貸 金 業 を 営 む 者 の 貸 付 け に 係 る 契 約 に 基 づ く 債 権 を 譲 り 受 け た 者 又 は 当 該 債 権 に 係 る 者 そ の 他 の 者	貸 付 け の 契 約
第 二 十 一 条 第 二 項 第 一 号	第 二 十 一 条 第 二 項 第 二 号	契 約 年 月 日	契 約 年 月 日	債 権 の 譲 受 年 月 日 及 び 当 該 債 権 に 係 る 貸 付 け に 係 る 契 約 の 契 約 年 月 日	債 権 の 譲 受 年 月 日 及 び 当 該 債 権 に 係 る 貸 付 け に 係 る 契 約 の 契 約 年 月 日
第 二 十 一 条 第 三 項	第 二 十 一 条 第 四 項	金 額	金 額	金 額 及 び 譲 り 受 け た 債 権 の 額	金 額 及 び 譲 り 受 け た 債 権 の 額
第 二 十 一 条 第 三 項	第 二 十 一 条 第 三 項	貸 金 業 を 営 む 者 又 は 貸 金 業 を 営 む 者 の 者	貸 金 業 を 営 む 者 又 は 貸 金 業 を 営 む 者 の 者	貸 金 業 を 営 む 者 の 貸 付 け に 係 る 契 約 に 基 づ く 債 権 を 譲 り 受 け た 者 又 は 当 該 債 権 に 係 る 者 そ の 他 の 者	貸 金 業 を 営 む 者 の 貸 付 け に 係 る 契 約 に 基 づ く 債 権 を 譲 り 受 け た 者 又 は 当 該 債 権 に 係 る 者 そ の 他 の 者

	貸付けの契約	当該債権に係る貸付けの契約
貸金業を営む者の商号	貸金業を営む者の商号	当該債権を譲り受けた者の商号
第二十四条第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は当該
貸金業者の	貸金業者の	貸金業を営む者の
第十二条の七、第十三条の二、第十三条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（ <u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権について</u> は第十三条の二及び第十三条（第六項を除く	第十二条の七、第十三条の二、第十三条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（ <u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権について</u> は第十三条の二及び第十三条（第六項を除く	第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定）

3) 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

「」の規定を除き、	
読み替える法 の規定	読み替えられる字句
第二十四条の 二第一項	貸金業を営む者（貸金業者を除く。）
第十二条の七、第十六 条の二、第十六条の三 、第十七条（第六項を 除く）、第十八条から 第二十二條まで、第二 十四条の四第一項及び 第二十四条の六の十の 規定（抵当証券法第一 条第一項に規定する抵 当証券に記載された債 権については第十六 条の二及び第十七条（第 六項を除く。）の規定を	第二十四条の六におい て読み替えて準用する 第二十條第一項から第 三項まで、第二十條の 二、第二十一条及び第 二十四条の四第一項の 規定）

	除き、
<p>4 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等（同条に規定する保証等に係る求償権等をいう。第七項から第九項までにおいて同じ。）を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法の規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>
<p>第二十条第一項</p>	<p>貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p> <p>保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）を取得した保証業者（第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号</p>

第二十一条第一項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等 取得した保証業者又は当該保証等に係る求
第二十条第二号	債権	保証等に係る求償権等
第二十条の二	貸金業を営む者は、貸付けの契約 貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等 取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等
第二十条第二項及び第二項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等 取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等
	貸付けに係る契約又は	保証等に係る求償権等 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は
	貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る
		のいずれかに該当する場合には

	貸金業を営む者その他の者	当該保証業者その他の者	第二十一条第一項第八号	貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等に係る
第二十一条第一項第九号	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等 取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等	第二十一条第二項	貸金業を営む者その他の者	当該保証業者その他の者
第二十一条第二項第三号	貸金業を営む者	保証業者	第二十一条第二項第三号	契約年月日	保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

第二十一条第二項第四号	貸付けの金額	保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
第二十一条第三項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等 取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等 当該保証業者その他の者
5 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について法第二十四条の三第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法の規定	読み替えられる字句
第二十四条の三第一項	貸金業者は	貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下の

読み替える法	読み替えられる字句	<p>6) 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等（同条に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第九項及び第十項において同じ。）を取得した場合における弁済をした者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1259 488 1310 786">貸金業者の</td> <td data-bbox="1259 786 1310 1093">貸金業を営む者の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 488 1259 786"> 第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の五第一項及び第二十四条の六の十の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き） </td> <td data-bbox="517 786 1259 1093"> 第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の五第一項の規定 </td> </tr> </table>	貸金業者の	貸金業を営む者の	第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の五第一項及び第二十四条の六の十の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き）	第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の五第一項の規定
	貸金業者の	貸金業を営む者の				
第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の五第一項及び第二十四条の六の十の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き）	第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の五第一項の規定					
読み替える字句	読み替える字句					

<p>の規定</p>	<p>第二十条第一</p>	<p>貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p>	<p>項</p>	<p>貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p>	<p>受託弁済者（第二十四条の六に規定する当該弁済をした者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）は、当該受託弁済者が弁済をした受託弁済に係る求償権等（第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には</p>
<p>貸付けの契約に基づく</p>	<p>貸付けに係る契約又は</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等に係る</p>	<p>貸付けに係る契約又は</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は</p>	<p>当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は</p>

第二十條第二項及び第三項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
第二十條の二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
第二十條の二 第一号	債権	受託弁済に係る求償権等
第二十一條第一項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等
	貸金業を営む者その他の者	当該受託弁済者その他の者
	は、貸付けの契約に基づく債権	は、当該受託弁済に係る求償権等
第二十一條第一項第六号	貸付けの契約に基づく	受託弁済に係る求償権等に係る
第二十一條第一項第九号	貸付けの契約に基づく債権	受託弁済に係る求償権等
第二十一條第一項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等

71 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について法第二十四条の四第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四第一項	保証等に係る求償権等	保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。）
貸金業者	貸金業者	貸金業を営む者（貸金業者を除く。）
	第十二条の七、第十三条の二、第十三条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第	同条において読み替えて準用する第二十条第一項から第二項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定）

<p>十六条の二及び第十七条（第八項を除く。）の規定を除き、</p>	
<p>8 法第二十四条の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における保証契約に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法の規定</p>
<p>第二十条第一項</p> <p>貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の四第一項において同じ。）を譲り受けた者は、</p>
<p>貸付けの契約に基づく</p>	<p>当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には</p>

	貸付けに係る契約又は	権等に係る 当該保証等に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約又は
第二十条第二 項及び第二項	貸金業を営む者は、貸 付けの契約	保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等
第二十条の二	貸金業を営む者は、貸 付けの契約	保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等
第二十条の二 第一号	貸付けの契約に基づく 債権	保証等に係る求償権等
第二十一条第一 項	貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権	保証等に係る求償権等 を譲り受けた者又は当 該保証等に係る求償権 等
	貸金業を営む者その他 の者	当該保証等に係る求償 権等を譲り受けた者そ の者

	は、貸付けの契約に基づき債権	他の者
第二十一条第一項第六号	貸付けの契約に基づく	は、当該保証等に係る求償権等
第二十一条第一項第九号	貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等に係る
第二十一条第二項	貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権	保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等
第二十一条第二項第一号	貸金業を営む者その他	当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者
第二十一条第二項第二号	貸金業を営む者 契約年月日	保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に 係る貸付けに係る契約

	第二十一条第 二項第四号	貸付けの金額 の契約年月日
第二十一条第 三項	貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権	保証等に係る求償権等 を譲り受けた者又は当 該保証等に係る求償権 等
第二十四条の 四第一項	貸金業を営む者その他 の者 貸付けの契約に基づ く債権 貸金業を営む者の商号	当該保証等に係る求償 権等を譲り受けた者そ の他の者 当該保証等に係る求 償権等
貸金業者	保証業者は、 保証業者は、	貸金業を営む者（貸金 業を譲り受けた者は、当 該

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
<p>9 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。）を他人に譲渡する場合について法第二十四条の五第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="624 479 1310 786"> 第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、 </td> <td data-bbox="624 786 1310 1111"> 業者を除く。一、第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定） </td> </tr> </table>			第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、	業者を除く。一、第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定）
第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、	業者を除く。一、第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定）			

<p>第二十四条の五第一項</p>	<p>受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等</p>	<p>受託弁済者（次条に規定する当該弁済をした者をいう。）は、当該受託弁済者が弁済をした受託弁済に係る求償権等（同条に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。）</p>
<p>貸金業者</p>	<p>貸金業者</p>	<p>貸金業を営む者（貸金業者を除く。）</p>
<p>第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の</p>	<p>第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の</p>	<p>同条において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定</p>

<p>規定を除き、</p>	
<p>10) 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>	
<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第二十条第一項</p>	<p>貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p> <p>受託弁済に係る求償権等（第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等をいい、保証業者（第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。）が取得した保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。）を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の五第一項において同じ。）を譲り受</p>

第二十条の二 第二号		第二十条第二項及び第二項	
債権	債権 貸付けの契約に基づく	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸付けに係る契約又は 貸付けの契約に基づく
受託弁済に係る求償権等	受託弁済に係る求償権等 受託弁済に係る求償権等	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等	けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には 当該受託弁済に係る求償権等に係る 当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等

<p>第二十一条第 一項</p>	<p>貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者又は 当該受託弁済に係る求 償権等</p>
<p>第二十一条第 一項第六号</p>	<p>貸付けの契約に基 づく債権</p>	<p>は、当該受託弁済に係 る求償権等</p>
<p>第二十一条第 一項第九号</p>	<p>貸付けの契約に基 づく債権</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等</p>
<p>第二十一条第 二項</p>	<p>貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者又は 当該受託弁済に係る求 償権等</p>
<p>第二十一条第 二項第一号</p>	<p>貸金業を営む者 の者</p>	<p>当該受託弁済に係る求 償権等を譲り受けた者 その他の者</p>
	<p>貸金業を営む者</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者</p>

第二十一条第 二項第三号	契約年月日	受託弁済に係る求償権 等の譲受年月日、当該 受託弁済に係る求償権 等の取得年月日及び当 該受託弁済に係る求償 権等に係る貸付けに係 る契約の契約年月日
第二十一条第 二項第四号	貸付けの金額	受託弁済に係る求償権 等の額及び当該受託弁 済に係る求償権等に係 る貸付けに係る契約の 貸付けの金額
第二十一条第 三項	貸金業を営む者又は貸 金業を営む者の貸付け の契約に基づく債権 貸金業を営む者その他 の者	受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者又は 当該受託弁済に係る求 償権等 当該受託弁済に係る求 償権等を譲り受けた者 その他の者
貸金業を営む者の商号	当該受託弁済に係る求 償権等	貸付けの契約に基づ く債権
	当該受託弁済に係る 求償権等	

	<p>第二十四条の 五第一項</p>	<p>受託弁済者は、 償権等を譲り受けた者 の商号</p>
	<p>貸金業者</p>	<p>受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者は、 当該 貸金業を営む者（貸金 業者を除く。）</p>
<p>第二十二條の七、第十六 條の二、第十六條の三 、第十七條（第六項を 除く。）、第十八條から 第二十二條まで、第二 十四條の六の十及びこ の項の規定（抵当証券 法第一條第一項に規定 する抵当証券に記載さ れた債権については第 十六條の二及び第十七 條（第六項を除く。）の 規定を除き、</p>		<p>次條において読み替え て準用する第二十條第 一項から第三項まで、 第二十條の二、第二十 一條及びこの項の規定 」</p>

（すべての貸金業者のうちに協会の員が占める割合の最低限度）

（貸金業者間の密接な関係）

第四条 法第三十七条第二項の政令で定める割合は、百分の十五とする。

第四条 法第四十一条の二に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

一 貸金業者が個人である場合における当該貸金業者の親族である関係

二 二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係

三 個人（その親族を含む。）が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係

四 二の法人が同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によつてそれぞれその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2) 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

(金融庁長官へ委任される権限から除外される権限)

第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲

一 当該一方の法人が所有（自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。）をしている当該他方の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合

二 出資関連法人（当該他方の法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が次に掲げる法人により所有をされているものをいう。以下この号において同じ。）が所有をしている当該他方の法人の株式等に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちを占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

イ 当該一方の法人
ロ その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が次に掲げる法人により所有をされている法人

(1) 当該一方の法人
(2) その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等が当該一方の法人により所有をされている法人

3| 前項の規定は、第一項第三号及び第四号の関係の判定について準用する。

(事業報告書提出基準額)

第五条 法第四十一条の二に規定する政令で定める額は、五百億円と

けるものとする。

一 法第二十六條第二項の規定による認可

二 法第二十九條及び第四十一條の四の規定による認可の取消し

三 法第四十一條の十二（第一号、第二号及び第六号）（法第四十一條の四の規定による認可の取消しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による公示

（財務局長等への権限の委任）

第六條 法第四十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限（法第十一條の三第十項の規定による指定の権限を除く。）は、貸金業者（法第二條第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十四條の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同條第二項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2) 法第二十四條の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同條第三項又は第四項の規定による立入検査の権限で貸金業者

する。

（財務局長等への権限の委任）

第六條 法第四十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（第四項において「長官権限」という。）は、法第二十四條の七第十項の規定による指定並びに法第三十五條第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査の権限を除き、貸金業者（法第二條第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地（第一号に掲げる権限にあつては、貸金業協会の事務所の所在地）を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、次に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一條の規定による貸金業協会に対する協力の要請

二 法第四十二條第一項の規定による報告の徴収及び同條第二項の規定による立入検査

2) 前項第一号に掲げる権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものにつ

の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）又は当該貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者の営業所若しくは事務所若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所（以下この項及び第四項において「保証業者の営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等又は保証業者の営業所等の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、貸金業者の従たる営業所等に対して報告の徴収又は立入検査（以下「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該貸金業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定により、保証業者の営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該保証業者の営業所等以外の保証業者の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該保証業者の営業所等以外の保証業者の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

5 長官権限のうち、法第四十一条の五第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査の権限は、貸金業協会の主たる事務所の

については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、貸金業者の従たる営業所等に対して報告の徴収又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該貸金業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（新設）

（新設）

所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

6| 前項に規定する権限で貸金業協会の従たる事務所又は当該貸金業協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所（以下この項及び第八項において「業務受託者の営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該貸金業協会の従たる事務所又は業務受託者の営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

7| 前項の規定により、貸金業協会の従たる事務所に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該貸金業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の当該貸金業協会の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

8| 第八項の規定により、貸金業協会の業務受託者の営業所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該業務受託者の営業所等以外の当該貸金業協会の業務受託者の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該業務受託者の営業所等に対して検査等を行うことができる。

9| 第一項から第四項までの規定は、金融庁長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない。

10| (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4| 前三項の規定は、金融庁長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない。

5| (略)

(法附則第九条第一項に規定する政令で定める者)

第七条 法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、第一条の「第二号及び第四号に掲げる者とする。」

附則

(貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令の廃止に伴う経過措置)

第二条 前条の規定による廃止前の貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令(次項において「旧委任政令」という。)第一条の規定は、第七条に規定する者については、当分の間、なおその効力を有する。

2 第七条に規定する者(第一条の「第四号に掲げる者に限る。’)が法の施行の日前に旧委任政令第二条の規定により都道府県知事にした同条に規定する届出は、同日において、法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第七条の規定により内閣総理大臣にした同条に規定する届出とみなす。

(法附則第九条第一項に規定する政令で定める者)

第七条 法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、第一条第三号から第五号までに掲げる者とする。

附則

(貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令の廃止に伴う経過措置)

第二条 前条の規定による廃止前の貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令(次項において「旧委任政令」という。)第一条の規定は、第五条に規定する者については、当分の間、なおその効力を有する。

2 第五条に規定する者(第一条第五号に掲げる者に限る。’)が法の施行の日前に旧委任政令第一条の規定により都道府県知事にした同条に規定する届出は、同日において、法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第七条の規定により内閣総理大臣にした同条に規定する届出とみなす。